

## 入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年（2025年）5月22日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

#### 1 業務名

下関市立美術館真空遮断器取替業務

#### 2 業務場所

下関市長府黒門東町1番1号

#### 3 業務内容

別添仕様書のとおり

#### 4 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

#### 5 入札参加条件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「電機・精密機器」、「機械器具」又は「整備」に登録されており、下関市内に本店、支店、又は営業所等を有するものであること。
- （3）過去2年の間に国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- （4）この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止措置

要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (6) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

## 6 入札参加資格の確認審査

入札参加資格の確認審査は、以下のとおりとする。

### (1) 提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（様式1号）
- ・契約実績表（様式2号）

### (2) 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

### (3) 申請書提出期限

令和7年6月5日（木）午後4時（必着）

### (4) 提出先

〒752-0986 下関市長府黒門東町1番1号  
下関市立美術館

## 7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、別途入札参加資格確認通知書で通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格を有する者とする。

## 8 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市立美術館、下関市ホームページ上

(2) 日時 公告の日から令和7年6月12日（木）午前10時まで

## 9 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問は任意書式でファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は、令和7年6月3日（火）午後5時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市立美術館  
(電話 083-245-4131 FAX 083-245-6768)

## 10 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年6月12日（木）午前10時00分
- (2) 入札場所 下関市長府黒門東町1番1号  
下関市立美術館 会議室

### (3) 入札方法

- ア 「入札書」（様式3号）を上記入札場所に持参すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。
- ウ 郵便による入札は認めない。
- エ 予定価格の制限の範囲内で最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め3回までとする。

## 11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 12 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定め

る条件に違反した入札は無効とする。

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの

イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの

ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの

エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの

### 1.3 その他

(1) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式4号）を代理人に持参させなければならない。

(2) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。

(3) 入札参加者は、入札辞退届（様式5号）の提出により、いつでも入札を辞退することができる。

(4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、または延期する場合がある。

(5) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止を受けた時、並びに業務に必要な人員及び有資格者の配置ができなくなった場合は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(6) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。

(7) 入札に係る書類の作成に、消せるボールペンを使用しないこと。